平成２１年（フ）第５３２０号
大阪市鶴見区鶴見３丁目12番６号
債務者　中辻　俊一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３３２号
大阪府茨木市丑寅２丁目20番10号
債務者　林　　博之
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４７号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の337
債務者　轟原　清子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３６９号
大阪府守口市大日東町25番８―301号
債務者　荒木　　浩
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８８号
大阪市北区国分寺１丁目４番８号　第３谷ビルＡ－２号室
債務者　寒川美喜子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９４号
大阪市福島区玉川４丁目４番５号
債務者　吉田　　馨
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４２号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―1201号
債務者　青木慶次郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４４３号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―1201号
債務者　青木くり子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５２号
大阪府門真市下馬伏町19番37号
債務者　山本　朋広
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４８４号
大阪府東大阪市横枕南２番17号　レジデンス藤戸505号
債務者　松浦大明こと　崔　　大明
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９８号
大阪府吹田市垂水町２丁目８番24号
債務者　井川　照子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２０号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目56番２―11号
債務者　高野　龍夫
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５０号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番50―302号
債務者　北村　佳史
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６２号
大阪府寝屋川市池田３丁目２番14号
債務者　年森　誠次
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６８号
大阪市天王寺区玉造元町10番17号　グランビュー真田山702号
債務者　太田　俊隆
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９８号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番24号
債務者　谷内　リサ
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５０号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番11―608号
債務者　赤星　尚史
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
大阪府泉南市信達市場874番地の７、前住所大阪府泉佐野市日根野1456番地
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係